

鹿沼市都市計画税条例の一部改正について

次のように改める。

令和8年6月2日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市都市計画税条例の一部を改正する条例

鹿沼市都市計画税条例（昭和31年鹿沼市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第15項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第5項及び第7項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第8項、第9項及び第11項」を「附則第9項、第10項及び第12項」に、「附則第11項」を「附則第12項」に、「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項を附則第13項とし、附則第11項を附則第12項とし、附則第10項を附則第11項とする。

附則9項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則8項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則7項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とする。

附則第4項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の

公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改め、同項を附則第5項とする。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別附則第3項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

4 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の鹿沼市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。